

北陸管内における特定実験試験局用周波数等

◎総務省告示第43号(令和8年2月25日) 全国分から北陸管内分を抜粋、令和8年4月1日施行

周波数の範囲(注1)		使用可能区域	使用可能期間	等価等方 輻射電力(注2)
from	to			
5755MHz	5795MHz	全国(注3)	R9.3.31まで	1W以下
5795MHz	5815MHz	全国(注3)	R9.3.31まで	25mW以下

(注1) 発射する占有周波数帯幅にかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

(注2) 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

(注3) 南千谷資材置場(石川県金沢市、東経136度46分23.78秒 北緯36度37分13.55秒、東経136度46分23.25秒 北緯36度37分16.79秒、東経136度46分28.64秒 北緯36度37分16.79秒、東経136度46分28.76秒 北緯36度37分13.79秒、東経136度46分23.78秒 北緯36度37分13.55秒の各点を順次結んだ線で囲まれる地域)、石川県珠洲市、加賀市生水展望広場(石川県加賀市山中温泉生水町)、国立能登青少年交流の家(石川県羽咋市柴垣町十四字5番地6)、かほく市高松グラウンド・ゴルフ場(石川県かほく市ニツ屋マ1番地)、石川県河北郡内灘町、柳田植物公園(石川県鳳珠郡能登町字上町口部1番地1)、福井県丹生郡越前町及びにそれらの上空に限る。

◎総務省告示第205号(令和8年5月28日) 全国分から北陸管内分を抜粋、令和8年7月1日施行

周波数の範囲(注1)		等価等方 輻射電力(注2)	使用可能期間	使用可能地域	備考
from	to				
73.55MHz	73.65MHz	10W以下	R9.6.30まで	北陸総合通信局管内	
143MHz	143.21MHz	5W以下	R10.6.30まで		陸上での使用に限る。
147MHz	147.21MHz	50W以下	R10.6.30まで		陸上での使用に限る。
426.9MHz	427.5MHz	10W以下	R9.6.30まで		陸上での使用に限る。
428MHz	428.4MHz	5W以下	R9.6.30まで		陸上での使用に限る。
5012MHz	5025MHz	5W以下	R9.6.30まで		
5100MHz	5140MHz	1W以下	R10.6.30まで		
12.8GHz	12.95GHz	1W以下	R9.6.30まで		
15.5GHz	15.6GHz	1W以下	R9.6.30まで		
28.2GHz	29.1GHz	任意の1MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	R9.6.30まで		陸上での使用に限る。 富山県高岡市及び南砺市の区域は屋内での使用に限る。
31.05GHz	31.2GHz	1W以下	R9.6.30まで		
32.05GHz	33.25GHz	1W以下	R9.6.30まで		
48.4GHz	48.7GHz	0.1W以下	R9.6.30まで		
49.3GHz	49.8GHz	0.1W以下	R9.6.30まで		
51.35GHz	52.35GHz	0.1W以下	R9.6.30まで		
66GHz	71GHz	1500W以下	R9.6.30まで		空中線電力は、 1W以下に限る。
102GHz	1100GHz	任意の1GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	R10.6.30まで	(注3) 空中線電力は、 5W以下に限る。	

(注1) 発射する占有周波数帯幅にかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

(注2) 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

(注3) この周波数の使用は、陸上での使用に限るものとし、かつ、次に掲げる周波数を除く。

109.5GHzから111.8GHzまで、114.25GHzから116GHzまで、148.5GHzから151.5GHzまで、164GHzから167GHzまで、182GHzから185GHzまで、190GHzから191.8GHzまで、200GHzから209GHzまで、226GHzから231.5GHzまで及び250GHzから252GHzまでの周波数